

令和7年度
漁業取締船くぼた保守工事

特別仕様書

第1章 総則

漁業取締船くぼた保守工事の施工にあたっては、秋田県制定の「土木工事共通仕様書（令和6年10月1日以降適用）」及び国土交通省港湾局制定の「船舶建造修理請負工事共通仕様書（令和4年12月）」に基づき施工する。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、秋田県漁業取締船くぼた（52トン）の保守工事である。

2. 停泊場所

秋田県男鹿市船川港

3. 工事概要

- | | |
|--------|----|
| 1) 甲板部 | 1式 |
| 2) 機関部 | 1式 |
| 3) 無線部 | 1式 |

工事内容の詳細は、別紙、令和7年度漁業取締船くぼた保守工事設計書参照

4. 工期（予定）

令和7年7月18日～令和7年9月5日

第3章 一般事項

1. 工事打ち合せ等

監督員又は受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際協議した事項は、本特別仕様書と同等の効力を有するものとする。

2. 施工管理

品質管理及び写真管理基準については、管理方法を事前に監督員に報告し承認を

得てから管理するものとする。

工事写真については、下記のとおり分類する。

①工事写真

- ・着手前写真
- ・施工中写真
- ・完成写真
- ・安全管理写真
- ・使用材料写真
- ・交換部品写真（新・旧）
- ・品質管理写真
- ・出来高管理写真
- ・その他

②撮影方法

下記の項目のうち必要事項を記載した小黒板等に被写体とともに写すこと。

- ・工事名
- ・工種等
- ・撮影日

3. 段階確認

- ①段階確認は必要に応じて実施するが、確認工種について事前に監督員と協議すること。
- ②受注者は、監督員が段階確認を行おうとした場合は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、これを提出するものとする。

4. 検査の手続きについて

- ①検査の申請手続きは全て受注者が行うものとする。
- ②検査に要する経費は全て受注者の負担とする。

5. 関係機関との協議関係

本工事に伴って関係機関との協議・調整が生じた場合は全て受注者が行うものとする。

6. 技術者の配置

本工事の配置技術者が直接かつ恒常的雇用関係にあることを証明するため、契約後提出する「現場代理人主任者選任届」に資格者証、資格の合格証、社会保険証の写しを添付すること。

7. 工所用材料

日本工業規格（以下「JIS」という）製品以外の材料については、使用事項に基づき構造計算書、詳細図および製品の試験成績書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

8. 工事内容

工事内容は、令和7年度漁業取締船くぼた保守工事設計書により実施するものとする。

1) 甲板部

下地処理については、塗装前、塗装面に付着している油脂、グリース及びゴミ等の付着部については、有機溶剤を用いて除去し剥離部は十分な下地処理（ウォッシュプライマー淡黄色10ミクロン）を行うこと。

中塗り及び仕上げ塗装厚については、事前に監督員に塗装厚を確認し承諾を得てから実施すること。

塗装は原則としてエアースプレーにて行うが、塗装作業上困難な箇所は刷毛を用いて塗装する。

作業員の通路部には、ベニヤ板等敷設し、工事完了後は掃除を実施すること。

2) 機関部

主機関の点検・調整については、製造メーカーである㈱IHI原動機の技術者により行うことを条件としているので、事前に綿密な連絡調整を図っておくこと。
計測記録書を一部提出のこと。

3) 無線部

必要な機器については、点検・データ再設定・調整を行うこと。

9. 設計変更

①設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に提示し、協議のうえ締結する。但し、軽微なものについては金額増減は行わない。

②設計変更の対象となるものは、特別仕様書で示した事項及び受注者の要請により、「くぼた」で確認した事項とする。

第4章 定めなき事項

特別仕様書に定めのない事項又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議するものとする。